

官庁施設の基本的性能基準

(令和 2 年改定)

平成 25 年 3 月 29 日国営整第 197 号
国営設第 134 号
最終改定 令和 2 年 3 月 31 日国営整第 165 号
国営設第 190 号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、 国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁施設の基本的性能基準

第1編 総則

第1章 目的

この基準は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）に基づき国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の營繕等を行うに当たり、官庁施設の性能の水準並びに技術的事項及び検証方法を定め、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的とする。

第2章 用語の定義

この基準における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 主要構造部 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第五号に規定する主要構造部をいう。
2. 耐火構造 建築基準法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。
3. 建築物の周囲において発生する通常の火災 建築基準法第2条第九号の二に規定する当該建築物の周囲において発生する通常の火災をいう。
4. 屋内において発生する通常の火災 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条に規定する通常の火災をいう。
5. 屋内において発生が予測される火災 建築基準法第2条第九号の二に規定する屋内において発生が予測される火災をいう。
6. 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。
7. 密集市街地 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第一号に規定する密集市街地をいう。
8. 不燃材料 建築基準法第2条第九号に規定する不燃材料をいう。
9. 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第五号に規定する準不燃材料をいう。
10. 活動拠点室 災害応急対策活動を行う拠点となる室をいう。
 11. 活動支援室 活動拠点室の機能を確保するために必要な室をいう。
 12. 活動通路 活動拠点室の機能を確保するために必要な通路をいう。
 13. 活動上重要な設備室 活動拠点室の機能を確保する上で重要な設備室をいう。
14. 発生頻度の低い水害 想定最大規模降雨による河川氾濫及び内水氾濫、想定し得る最大規模の高潮による氾濫、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波による災害をいう。
15. 比較的発生頻度の高い水害 河川整備の計画降雨による河川氾濫、既往最大降雨等による内

水氾濫、既往最大規模等の高潮による氾濫、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による災害その他水害をいう。

16. 稀に発生する暴風 建築基準法施行令第87条、第82条の4又は第129条の2の4に規定する風圧力を生ずる風をいう。
17. 稀に発生する積雪 建築基準法施行令第86条に規定する積雪荷重を生ずる積雪をいう。
18. 常時荷重 固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及びその他の荷重（車両等の移動荷重、機器類の運転荷重、温度荷重等）をいう。

第3章 基本的考え方

1. 基本的性能

官庁施設として有すべき主要な性能を官庁施設の基本的性能とし、その項目及び官庁施設又はその室等の分類に応じた性能の水準を定める。

なお、この基準に定めのない性能の項目又は官庁施設若しくはその室等の分類に応じた性能の水準については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定するものとする。

2. 技術的事項

官庁施設の基本的性能の各項目について定める性能の水準を有する官庁施設の營繕等を行うために必要な技術的事項を定める。

なお、この基準に定めのない技術的事項については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定するものとする。

3. 検証方法

官庁施設の計画が、技術的事項を満たしているかどうかを検証するための方法を定める。

なお、この基準に定めのない検証方法については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定するものとする。

第2編 官庁施設の基本的性能の項目

官庁施設の基本的性能の項目は、別表に掲げるものとする。

別表 官庁施設の基本的性能の項目

社会性	地域性	地域性
	景観性	景観性
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命
		適正使用・適正処理
		エコマテリアル
		省エネルギー・省資源
	周辺環境保全性	地域生態系保全
		周辺環境配慮
安全性	防災性	耐震
		対火災
		対浸水
		対津波
		耐風
		耐雪・耐寒
		対落雷
		常時荷重
	機能維持性	機能維持性
	防犯性	防犯性
機能性	利便性	移動
		操作
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン
	室内環境性	音環境
		光環境
		熱環境
		空気環境
		衛生環境
		振動
		情報化対応性
経済性	耐用性	耐久性
		フレキシビリティ
	保全性	作業性
		更新性

第3編 官庁施設の基本的性能、技術的事項及び検証方法

第1章 社会性に関する性能

1－1 地域性に関する性能

1－1－1 地域性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮したものとなるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	特性の豊かな地域に立地する施設、地域との連携が特に求められる施設又は歴史的価値のある施設	分類Iに該当しない施設
性能の水準	地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	地域の特性について配慮されている。

【技術的事項】

地域性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 歴史、文化及び風土への配慮	形態、材料、構工法等について、地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮されている。	
2. 特性の豊かな歴史及び文化の尊重	①特性の豊かな地域に立地する施設においては、当該地域の歴史及び文化を尊重している。 ②歴史的価値のある施設の保存・再生においては、当該施設の歴史的価値を尊重している。	—
3. 地域との連携	地域との連携が特に求められる施設においては、周辺の施設等との連続性の確保、機能の補完等の連携が図られている。	地域との連携に配慮されている。
4. 地域活性化への貢献	地域との連携が特に求められる施設においては、地域の核として賑わいを創出している。	—
5. 関連計画等との整合	都市計画その他関連する地域の計画、協定等との整合が図られている。	

【検証方法】

分類Iについては、地方公共団体、施設利用者、地域住民等による評価をもとに、技術的事項を満たしていることを設計図書の確認等により検証する。

分類IIについては、技術的事項を満たしていることを設計図書の確認等により検証する。

1－2 景観性に関する性能

1－2－1 景観性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成について配慮したものとなるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	特性の豊かな地域に立地する施設、地域との連携が特に求められる施設等	分類Iに該当しない施設
性能の水準	地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。	周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。

【技術的事項】

景観性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 歴史、文化及び風土への配慮	施設の外観及び外部空間並びにこれらを形成する材料、構工法等について、周辺環境との調和が図られている。	
2. 歴史的まちなみの保存・再生	特性の豊かな地域に立地する施設においては、まちなみの持つ歴史及び文化を尊重している。	—
3. 周辺の自然環境への配慮	周辺の自然環境との調和が図られている。	
4. 周辺の都市環境への配慮	地域との連携が特に求められる施設においては、周辺の都市環境との調和を図るとともに、周辺の施設等との連携を図りつつ良好な都市景観の形成に貢献している。	周辺の都市環境との調和が図られている。
5. 関連計画等との整合	①景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の区域内に立地する施設においては、当該計画との整合が図られている。 ②都市計画その他関連する地域の計画、協定等との整合が図られている。	都市計画その他関連する地域の計画、協定等との整合が図られている。

【検証方法】

分類Iについては、地方公共団体、施設利用者、地域住民等による評価をもとに、技術的事項を満たしていることを設計図書の確認等により検証する。

分類IIについては、技術的事項を満たしていることを設計図書の確認等により検証する。

第2章 環境保全性に関する性能

環境保全性に関する性能については、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成される環境負荷低減性並びに地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成される周辺環境保全性により構成することとし、その性能の水準等については別に定める。

第3章 安全性に関する性能

3-1 防災性に関する性能

防災性に関する性能については、耐震、対火災、対浸水、対津波、耐風、耐雪・耐寒、対落雷及び常時荷重により構成することとし、その性能の水準等を定める。

3-1-1 耐震に関する性能

耐震に関する性能の水準等については、別に定める。

3-1-2 対火災に関する性能

対火災に関する性能については、火災に対して、人命に加え、財産・情報の安全の確保が図られるよう、耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難安全確保について性能の水準等を定める。

1) 耐火に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、火災による建築物の倒壊に加え、重要な財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III	IV
対象とする室等	特に重要な財産・情報を保管する室	重要な財産・情報を保管する室	危険物を貯蔵又は使用する室、火気を使用する室、設備関係諸室等	分類I、II及びIIIに該当しない室等
性能の水準	対象とする室以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失及び損傷、き損又は劣化の防止が図られている。	対象とする室以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失の防止が図られている。	火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び対象とする室の内外の間での延焼の防止が図られている。	火災による建築物の倒壊に至る主要構造部の損傷及び隣接する防火区画への延焼の防止が図られている。

備考)

密集市街地等に立地する施設については、必要に応じて、市街地火災に対する延焼の防止を考慮した性能の水準を別途設定する。

【技術的事項】

耐火に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II・III	IV
1. 主要構造部の耐火性	建築基準法（昭和25年法律第201号）の関連規定を満たしている。		
2. 屋外に面する壁等	(1) 壁 ①次のいずれかの要件を満たしている。 ⅰ)耐火構造である。 ⅱ)建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。	次のいずれかの要件を満たしている。 ⅰ)耐火構造である。 ⅱ)建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。	建築基準法の関連規定に適合している。

		②建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては30分）加えられた場合に、対象とする室の壁の仕上げ面の温度が収容物に影響を与えないものとなっている。		
	(2) 開口部	開口部が設けられていない。	火災の延焼に対して、防火上有効な措置が講じられている。	建築基準法の関連規定に適合している。
3. 防火区 画	(1) 床又は 壁	<p>次のいずれかの要件を満たす床又は壁により区画されている。</p> <p>①耐火構造であり、かつ、屋内において発生する通常の火災による加熱が2時間加えられた場合に、対象とする室の床、壁又は天井の仕上げ面の温度が収容物に影響を与えないものとなっている。</p> <p>②建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす床又は壁により区画されている。</p> <p>①耐火構造である。</p> <p>②建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。</p>	建築基準法の関連規定に適合している。
	(2) 開口部	<p>①必要最小限の出入口以外に開口部が設けられていない。</p> <p>②開口部の建具は、次の要件</p>	<p>①開口部の建具は、次の要件を満たしている。</p> <p>①特定防火設備である。</p> <p>②常時閉鎖若しくは作動した</p>	建築基準法の関連規定に適合している。

		<p>を満たしている。</p> <p>①特定防火設備である。</p> <p>□)常時閉鎖又は作動した状態にある。</p> <p>△)遮煙性能を有する。</p> <p>△)屋内において発生する通常の火災による加熱が2時間加えられた場合に、又は屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に当該火災が終了するまで、対象とする室内側の温度が収容物に影響を与えないものとなっている。</p>	<p>状態にある、又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖若しくは作動をするものである。</p> <p>△)遮煙性能を有する。</p> <p>②特定防火設備の二重化、開口部から収容物等までの距離の確保等により開口部に面して保管される収容物の温度の上昇の低減が図られている。</p>	
--	--	--	---	--

備考)

密集市街地等に立地する施設について、市街地火災に対する延焼の防止を考慮する場合は、対象とする室等の屋外に面する壁等について必要となる技術的事項を別途設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、分類Iの対象とする室の床、壁若しくは天井の仕上げ面又は建具面の温度については、計算により又は実験データから求め、これが収容物に影響を与える温度以下であることを確認する。

2) 初期火災の拡大防止に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、出火しにくい配慮とともに、初期火災の段階での消火により、収容物等への被害を最小限にとどめることができるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする室等	重要な財産・情報を保管する室	分類Iに該当しない室等
性能の水準	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となつており、重要な財産・情報への被害を最小限にとどめることができる。	出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっている。

【技術的事項】

初期火災の拡大防止に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 内部仕上げの不燃化	原則として、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに、不燃材料が使用されている。	原則として、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに、準不燃材料が使用されている。
2. 消火設備の設置	収容物に応じた適切な方式の消火設備が設置されている。	①消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令に従い、必要な消火設備が設置されている。 ②消火設備の方式は、収容物等に応じた適切なものとなっている。
3. 消火による水損への対策	隣接室の消火のために使用した水等が対象とする室に浸入しないよう対策が講じられている。	

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、消火方式等に係る技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

3) 火災時の避難安全確保に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、施設利用者の安全な避難の確保が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	不特定かつ多数の人が利用する施設	分類Iに該当しない施設
性能の水準	高齢者、障害者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難の確保が図られている。	施設の職員等特定の利用者の安全な避難の確保が図られている。

備考)

高齢者、障害者等の利用が極めて多く、これを考慮した避難の確保が必要となる場合は、別途水準を設定する。

【技術的事項】

火災時の避難安全確保に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 避難経路の確保	①建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。 ②水平移動に係る避難経路は、高齢者、障害者等の移動の円滑化が図られたものとなっている。	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。
2. 車いす使用者等が一時避難する場所の設置	①避難に当たり垂直移動が必要となる場合については、想定される救助の方 法等により必要に応じて、車いす使用者等が救助者の到着まで一時避難する場所が設けられている。なお、次に該当する場合は、原則としてこれが設けられている。 ▯) 高さ31mを超える等施設の規模が大きい場合 ▱) 不特定かつ多数の人が利用する室等が、職員では車いす使用者等の救助が困難な階に設置されている場合 ②一時避難する場所は、次に掲げる要件を満たしている。 ▯) 避難経路上又は避難経路に隣接した場所にあるとともに、救助者の到達及び一時避難する人の外部への救出	-

	<p>が可能となっている。</p> <p>口)耐火構造の床、壁若しくは遮煙性能を有する特定防火設備により区画された屋内の場所、又は屋外のバルコニー等に設けられている。</p> <p>ハ)屋外のバルコニー等に設けられる一時避難する場所にあっては、屋内に面する壁は耐火構造であり、屋内からの出入口には遮煙性能を有する特定防火設備が設けられている。</p> <p>ニ)一時避難する場所に面する外壁に開口部が設けられている場合は、火災の延焼に対して防火上有効な措置が講じられている。</p> <p>ホ)壁等からの輻射熱の影響が考慮されている。</p> <p>ヘ)煙を有効に排出することができる。</p> <p>ト)車いす使用者等が一時避難していることが分かるように配慮されている。</p> <p>チ)想定される一時避難する人の数を考慮するとともに、避難動線の妨げとならないように配慮されている。</p>	
3.排煙設備	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。	
4.警報設備及び誘導灯設備	建築基準法及び消防法の関連規定に適合している。	

備考)

1. 高齢者、障害者等の利用が極めて多く、これを考慮した避難の確保が必要となる場合は、別途必要となる技術的事項を設定する。
2. 特に高齢者、障害者等の避難を考慮した誘導装置を設置する場合等については、別途必要となる技術的事項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

3－1－3 対浸水に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、水害（ただし、津波による災害を除く。）に対して、人命の安全の確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする室等	水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等	分類Iに該当しない室等
性能の水準	発生頻度の低い水害に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られている。	発生頻度の低い水害に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開が可能となるよう一定の浸水の防止が図られている。

備考)

1. 発生頻度の低い水害に対して、高台等に避難場所を確保することが困難であり、施設に一時的な避難場所を設ける必要がある場合は、別途性能の水準を設定する。
2. 発生頻度の低い水害に対して、重要な財産・情報等を浸水のおそれのない別の場所に保管することができず、施設に保管する必要がある場合は、別途性能の水準を設定する。

【技術的事項】

対浸水に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1. 発生頻度の低い水害に対する防御	発生頻度の低い水害に対して、①により、やむを得ない場合は②により、浸水を防止する措置が講じられている。 ①対象とする室等が、想定される水位より高い位置にある階に配置されている。 ②想定される水位より低い位置にある階に対象とする室等が配置されている場合は、当該室等への浸水を防止す	—

	る措置（下水道等からの逆流の防止を含む。）が講じられているとともに、必要に応じて、当該室等へ侵入した水を排出可能な措置が講じられている。	
2. 発生頻度の低い水害に対する設備機能の確保	発生頻度の低い水害に対して、対象とする室等において、維持することが必要となる電力、通信・情報、給水、排水等の機能が、浸水により損なわれるがないよう、接続する配線、配管等を含めて措置が講じられている。	—
3. 比較的発生頻度の高い水害に対する防御	—	比較的発生頻度の高い水害に対して、①又は②の措置が講じられている。 ①建築物内への浸水を防止するための水防設備（防水板、防水扉等）の設置等の措置が講じられている。 ②対象とする室等及び当該室等の設備の配置が、建築物内への浸水が発生した場合の機能の復旧を考慮されたものとなっている。
4. 避難の確保	各室等から安全な場所へ避難できるよう、経路が確保されているとともに、必要に応じて、誘導が可能な放送設備等が設置されている。	
5. 感電防止及び危険物対策	①感電防止のための措置が講じられている。 ②危険物の流出を防止する措置が講じられている。	

備考)

1. 分類IIの対象とする室等における、比較的発生頻度の高い水害を上回る規模の水害に対する防御については、上表中3.を参考に必要となる技術的事項を別途設定する。
2. 発生頻度の低い水害に対して、高台等に避難場所を確保することが困難であり、施設に一時的な避難場所を設ける必要がある場合は、一時的な避難場所となる室等について必要となる技術的事項を別途設定する。
3. 発生頻度の低い水害に対して、重要な財産・情報等を浸水のおそれのない別の場所に保管することができず、施設に保管する必要がある場合は、重要な財産・情報等を保管する室について必要となる技術的事項を別途設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。
なお、発生頻度の低い水害及び比較的発生頻度の高い水害において想定される水位については、ハザードマップ、浸水想定区域図、過去の浸水の記録等をもとに設定する。

3-1-4 対津波に関する性能

【基本的性能】

対津波に関する性能の水準等については、別に定める。

3-1-5 耐風に関する性能

耐風に関する性能については、暴風に対して、人命の安全に加え、施設の機能の確保が図られるよう、構造体、建築非構造部材及び建築設備について性能の水準等を定める。

1) 構造体の耐風に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、暴風に対して、構造体の安全性の確保が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする施設	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設のうち特に重要なもの	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設	分類I及びIIに該当しない施設
性能の水準	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。

備考)

施設の重要性を考慮し、更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、別途性能の水準を設定する。

【技術的事項】

構造体の耐風に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1. 風圧力に対する安全性の確保	建築基準法施行令第87条に規定される風圧力の1.3倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。	建築基準法施行令第87条に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。	建築基準法施行令第87条に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。

2.風による振動に対する安全性の確保	風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。
--------------------	--

備考)

更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、風圧力の割り増し等を行った技術的事項を別途設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、構造計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。なお、振動に対する安全性については、風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動の影響を無視できない場合に検証する。

2) 建築非構造部材の耐風に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、暴風に対して、建築非構造部材の安全性の確保が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする施設	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設のうち特に重要なもの	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設	分類I及びIIに該当しない施設
性能の水準	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて十分な機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。

備考)

施設の重要性を考慮し、更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、別途性能の水準を設定する。

【技術的事項】

建築非構造部材の耐風に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1. 風圧力に対する安全性の確保	建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力の1.3倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。	建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。	建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。
2. 風による振動に対する安全性の確保	風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。		

備考)

更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、風圧力の割り増し等を行った技術的事項を別途設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、構造計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、振動に対する安全性については、風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動の影響を無視できない場合に検証する。

3) 建築設備の耐風に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、暴風に対して、建築設備の安全性の確保が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする施設	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設のうち特に重要なもの	災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵若しくは使用する施設又は重要な財産・情報を保管する施設	分類I及びIIに該当しない施設
性能の水準	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて十分な機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。

備考)

施設の重要性を考慮し、更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、別途性能の水準を設定する。

【技術的事項】

建築設備の耐風に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1. 風圧力に対する安全性の確保	<p>①災害応急対策活動上必要な機器等は、建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力の1.3倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。</p> <p>②その他の機器等は、建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。</p>	<p>①災害応急対策活動上必要な機器等は、建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力の1.15倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。</p> <p>②その他の機器等は、建築基準法施行令第129条の2の4に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。</p>	建築基準法施行令第129条の2の3に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。
2. 風による振動に対する安全性の確保	風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。		

備考)

更に遭遇する可能性が低い暴風に対する安全性を確保する必要がある場合は、風圧力の割り増し等を行った技術的事項を別途設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、構造計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。なお、振動に対する安全性については、風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動の影響を無視できない場合に検証する。

3-1-6 耐雪・耐寒に関する性能

耐雪・耐寒に関する性能については、積雪及び寒冷気候に対して、施設の安全性を確保できるよう、構造体並びに外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備について性能の水準等を定める。

1) 構造体の耐雪・耐寒に関する性能

【基本的性能】

構造体に、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、地盤凍結により損傷が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

構造体の耐雪・耐寒に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1. 積雪荷重に対する安全性の確保	建築基準法施行令第86条に規定される積雪荷重に対して、構造耐力上安全である。
2. 地盤凍結に対する措置	地盤凍結の影響を受ける可能性のある構造体について、凍結深度より深い根入れ深さの確保、その下の地盤の凍土の防止等地盤凍結に対する有効な措置が講じられている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、積雪荷重に対する安全性に係る構造計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、地盤凍結に対する措置に係る凍結深度については、過去の実績、観測データ等をもとに設定する。

2) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能

【基本的性能】

積雪、雪害、凍結又は凍害の影響を受ける地域に立地する施設について、積雪、雪害、凍結又は凍害に対して、外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備に係る安全性及び機能の確保が図られていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1. 外部空間の安全性の確保等	(1)通路等	積雪、路面凍結等に対して、歩行者等及び自動車の通行に当たっての安全の確保が図られている。
	(2)建物周り等	歩行者等又は自動車、隣地、損傷のおそれのある工作物等に、氷雪が落下しないよう対策が講じられている。

	(3)外構	地盤凍結により損傷が生じないよう凍上抑制等の対策が講じられている。
2. 建築物の形状、仕上げ等に係る対策	(1)屋根、パラペット等	①積雪、凍結等により防水機能が損なわれないよう対策が講じられている。 ②傾斜部等は、雪が堆積若しくは自然落下しにくい形状とする等の配慮がなされ、又は融雪対策等が講じられている。 ③端部等は、凍結等により損傷が生じないよう対策が講じられている。
	(2)建具等	外部の建具等は、雪が堆積しにくい形状とする等の配慮がなされている。
	(3)仕上げ材料	耐凍害性が確保されている。
3. 建築設備に係る対策	(1)機器	設置環境に応じた寒冷地対策が講じられている。
	(2)配管	屋外配管又は凍結のおそれのある屋内配管について、凍結防止対策が講じられている。
	(3)地中埋設物	地盤凍結の影響を受けない対策が講じられている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

なお、材料の耐凍害性については、必要に応じて凍結融解試験のデータ等をもとに技術的検討を行う。

3-1-7 対落雷に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、落雷に対して、人命の安全に加え、施設及び施設内の通信・情報機器の機能の確保が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする施設	停止が許されない重要な通信・情報処理装置が設置される施設等	施設自体の保護が必要な施設等	分類I及びIIに該当しない施設
性能の水準	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内のすべての通信・情報機器の機能の確保が図られている。	落雷に対して、人命の安全に加えて、施設及び施設内の重要な通信・情報機器の機能の確保が図られている。	施設外への落雷に対して、施設の主要な機能の確保が図られている。

【技術的事項】

対落雷に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1.施設の保護	想定される雷から施設が保護され、被害の低減が図られている。	—	—
2.通信・情報機器の保護	①重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。 ②落雷時における施設内の電位差の発生が抑制されている。	重要な通信・情報機器への雷サージの侵入に対する防護対策が講じられている。	—
3.電力・通信引込線における対策	引込口において電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策が講じられている。	—	—

【検証方法】

建築基準法等の関係法令に基づくとともにその他の必要な措置が講じられており、技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

3－1－8 常時荷重に関する性能

【基本的性能】

常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

常時荷重に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.構造体の損傷 又は変形の防止	①常時荷重により、構造体に使用上の支障となる、損傷が生じないよう強度が確保されているとともに、変形が生じないよう剛性が確保されている。 ②構造体の変形により、建築非構造部材又は建築設備に使用上の支障が生じない。
2.構造体の移動又 は転倒の防止	土圧により構造体の移動又は転倒が生じない。
3.構造体の浮き上 がりの防止	水圧により構造体の浮き上がりが生じない。

【検証方法】

実況に応じた固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及びその他の荷重（車輌等の移動荷重、機器類の運転荷重、温度荷重等）を設定し、技術的事項を満たしていることを、構造計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。

3-2 機能維持性に関する性能

3-2-1 機能維持性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、通常時において機能が確保されているほか、地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合等においても必要な国家機関としての機能を維持するために要する機能が確保されるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	活動拠点室その他継続的な国家機関としての機能の維持が必要な室を有する施設	分類Iに該当しない施設
性能の水準	ライフラインが途絶した場合等においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する機能が確保されている。	ライフラインが途絶した場合等においては、一時的に機能を維持できなくなるが、ライフラインの回復等に伴い、所要の機能を速やかに復旧できる。

備考)

地震によりライフラインが途絶した場合の機能の維持については、耐震に関する性能による。

【技術的事項】

機能維持性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1.電力供給機能の確保	商用電源の途絶時又は施設内での電力供給に係る事故の発生時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する電力供給機能が確保されている。	商用電源の回復に伴い、電力供給機能が速やかに復旧できる。
2.通信・情報機能の確保	公衆通信網の途絶時又は停電時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する通信・情報機能が確保されている。	公衆通信網の回復に伴い、通信・情報機能が速やかに復旧できる。
3.給水機能の確保	上水道の途絶時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する給水機能が確保されている。	上水道の回復に伴い、給水機能が速やかに復旧できる。
4.排水機能の確保	下水道の途絶時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する排水機能が確保されている。	下水道の回復に伴い、排水機能が速やかに復旧できる。

5. 空調機能の確保	ライフラインの途絶時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する空調機能が確保されている。	ライフラインの回復に伴い、空調機能が速やかに復旧できる。
6. 備蓄スペースの確保	必要に応じて、ライフラインの途絶時においても、相当期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するためには要する非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資を備蓄できるスペースが確保されている。	—

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、各機能の維持に係る設備容量の計算によるほか、設計図書の確認等により検証する。

3－3 防犯に関する性能

防犯に関する性能の水準等については、別に定める。

第4章 機能性に関する性能

4-1 利便性に関する性能

利便性に関する性能については、移動及び操作により構成することとし、その性能の水準等を定める。

4-1-1 移動に関する性能

【基本的性能】

用途、目的、利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保されており、人の移動、物の搬送等が円滑かつ安全に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

移動に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1. 動線計画	(1)異種動線の交差回避	①歩行者等と自動車の動線は、できる限り交差しないよう配慮されている。 ②施設の実状に応じて、施設利用者とサービスの動線、来庁者と職員の動線等異なる種類の動線が分離されている。
	(2)動線の短縮	各種の動線が、できる限り遠回りとならないものとなっている。
2. スペース、寸法等の確保		玄関、廊下、階段、傾斜路等は、利用者数、利用方法等に応じたスペース、寸法等が確保されている。
3. 昇降機設備		エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、施設の用途及び規模、利用者数、搬送対象物等に応じて、適切な搬送能力（定員、台数、速度等）が確保されているほか、構造、運転操作方式、速度制御方式等が適切な仕様となっている。
4. 車路及び駐車場		①車路の幅員、傾斜部の勾配、駐車スペースの寸法等の各部構造が、関係法令に適合している。 ②自動車が円滑に回転できるよう、自動車の回転軌跡に応じたスペースが確保されている。 ③機械式駐車装置については、駐車形式、駐車台数等が、適切に設定されている。
5. 安全性の確保		①仕上げ、詳細等における配慮、見通しの確保等により、転倒、転落、衝突等の事故の防止が図られている。 ②通行に支障を及ぼす突出物がない。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、昇降機設備の搬送能力等に係る計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

4－1－2 操作に関する性能

【基本的性能】

可動部又は操作部の安全性の確保が図られていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

操作に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.可動部の安全性の確保	可動部の動作中に事故が発生しないよう安全性が確保されている。
2.操作部の安全性の確保	①操作に係る安全性が確保されている。 ②排煙設備等は、緊急時に容易に操作できるものとなっている。 ③操作を行う人が限定される建築設備等の操作部については、その他の人による誤操作を防ぐ措置が講じられている。
3.安全性の確保に必要な表示等	可動部の動作に当たっての安全性の確保に必要な注意喚起、警告等、又は安全な操作に必要な情報について、適切に表示等がされている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

4－2 ユニバーサルデザインに関する性能

4－2－1 ユニバーサルデザインに関する性能

ユニバーサルデザインに関する性能の水準等については、別に定める。

4-3 室内環境性に関する性能

室内環境性に関する性能については、音環境、光環境、熱環境、空気環境、衛生環境及び振動により構成することとし、その性能の水準等を定める。

4-3-1 音環境に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、必要となる静寂さを確保できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする室等	上級室、会議室等のうち特に重要なもの	上級室、会議室等	事務室等
性能の水準	会議、応接等に必要な静寂さが確保され、かつ、音声の漏洩が防止されており、さらに、室内が静寂な時でも周囲の音が気にならないものとなっている。	会議、応接等に必要な静寂さが確保され、かつ、音声の漏洩が防止されている。	事務作業等に適した静寂さが確保されている。

備考)

暗騒音が小さく更なる静寂さが必要となる場合、音響効果が必要となる場合等は、別途性能の水準を設定する。

【技術的事項】

音環境に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1. 外部騒音への対策	(1) 施設の配置等	騒音源からの距離の確保、遮蔽物の設置等により、外部騒音の影響が低減されている。	
	(2) 外壁及び外部建具	室等の用途及び外部騒音の大きさに応じ、騒音の影響の低減が考慮されたものとなっている。	
2. 内部騒音への対策	(1) 室等の配置	騒音源からの距離の確保、暗騒音の高い室と低い室を分けたゾーニング等により、他の室等からの騒音の影響が低減されている。	
	(2) 空調機器から伝搬する騒音	NC-30～35以下となっている。 NC-35～40以下となっている。 NC-40～45以下となっている。	

	の目標値			
(3)	上階から の床衝撃 音の目標 値	①重量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,Fmax,r,H(1)-50 ~ 55 以下となっている。 ②軽量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,r,L-45~50 以下とな っている。	①重量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,Fmax,r,H(1)-55 ~ 60 以下となっている。 ②軽量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,r,L-50~55 以下とな っている。	①重量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,Fmax,r,H(1)-60 ~ 65 以下となっている。 ②軽量床衝撃音が、 JIS A1419-2 による Li,r,L-55~60 以下とな っている。
(4)	室内の吸 音性	対象とする室等の用途等に応じて、適切な吸音性が確保されている。		
(5)	騒音源に 係る対策	①低騒音型機器の使用、防振基礎の設置等により、設備機器からの騒音の発生及 び伝搬が抑制されている。 ②設備機器から発生する騒音、近接する室等の用途等に応じて、設備室の壁の遮 音性及び吸音性が適切に確保されている。		
3. 音声 漏洩 への 対策	(1) 壁の遮音 性の目標 値	JIS A1419-1 による Rr-55~60 以上となってい る。	JIS A1419-1 による Rr-35~45 以上となっつい る。	—
	(2) 内部建具 に係る対 策	位置についての配慮、前 室の設置、JIS A4702 によ る T-2 以上の遮音性を有 するドアセットの使用等の 組み合わせにより音声の漏 洩が防止されている。	位置についての配慮、前 室の設置、JIS A4702 によ る T-1~T-2 以上の遮音性 を有するドアセットの使用 等の組み合わせにより音声 の漏洩が防止されている。	—
	(3) その他	①天井裏及び二重床下の遮音性が確保されている。 ②消音チャンバー等により、ダクトを通じた音声の漏洩が 防止されている。		—

備考)

- 更なる静寂さが必要となる場合、音響効果が必要となる場合等は、別途必要となる技術的事項を設定する。
- 外部騒音が特に大きく、外壁及び外部建具の遮音性を確保する必要がある場合は、外部騒音値及
び対象とする室等の騒音許容値、外壁及び外部建具の遮音性等について、別途必要となる技術的事
項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たすことを、計算・解析によるほか、設計図書の確認等により検証する。

重量床衝撃音については、インピーダンス法、有限要素解析法等の方法のうち、当該施設の条件に

適したものを選択して検証する。

軽量床衝撃音又は壁若しくは内部建具の遮音性については、関連する部材等の仕様に対応する等級を確認する。

なお、床衝撃音については、分類Iの場合又は分類II・IIIのうち特に大きな騒音源その他技術的事項に示す目標に対する阻害要因が想定される場合に検証する。

4－3－2 光環境に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、必要となる光環境を確保できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする室等	講演又はプレゼンテーションを行う室等	事務作業を行う室等	分類I及びIIに該当しない室等
性能の水準	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されているとともに、特に室の機能に合わせた光の演出ができる機能が確保されている。	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されているとともに、特に目の疲労を防ぎ、能率良く作業するための視環境が確保されている。	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた適切な光環境が確保されている。

【技術的事項】

光環境に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1.照度の確保	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた照度が確保できる。	①室等の用途、利用者の活動内容等に応じた照度が確保できる。 ②照度分布は、照明均斎度を考慮し、適切に確保されている。	室等の用途、利用者の活動内容等に応じた照度が確保できる。
2.照明のグレア規制	グレアによる不快感を受けないよう、室等の用途等に応じて、グレア規制が行われている。		室等の用途等に応じて、必要なグレア規制が行われている。
3.照明の光源の光色及び演色性	室等の用途、利用者の活動内容等に応じたものとなっている。		
4.照明の意匠性	照明器具の配光、デザイン及び配置が、室等の用途に応じたものとなっている。		
5.照明の制御	利用者の活動内容に応じて、光の演出を考慮した必要なゾーニング、調光等を行えるものとなっている。	室等の用途に応じて、省エネルギーを考慮したゾーニング、調光等を行えるものとなっている。	室等の用途に応じて、ゾーニング、調光等を行えるものとなっている。
6.自然採光	室等の用途に応じて、適切に開口部の面積及び位置が設定されているとともに、快適性、演出効果等を適宜考慮した自然光が取り入れられている。		

【検証方法】

技術的要件を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか設計図書の確認等により検証する。

4-3-3 熱環境に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、必要となる熱環境を確保できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする室等	来客等による利用者数の大幅な変化又は不定期な利用が予想される室等	事務作業を行う室等	熱環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等
性能の水準	事務作業等に適しているとともに、負荷変動応答性に優れ、個別に制御可能な熱環境が確保されている。	事務作業等に適した熱環境が確保されている。	機器等の機能維持、収容物の状態維持等に適した熱環境が確保されている。

【技術的事項】

熱環境に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1.温湿度の設定	①乾球温度で冷房時26～28℃、暖房時19～22℃が確保でき、相対湿度の目標値が冷房時40～60%、暖房時40～50%となっている。 ②温度分布が室内各部において均一となるよう配慮されている。	設置される機器、収容物等に適した温湿度が確保できる。	
2.気流の設定	①気流速度は、0.5m/s以下となっている。 ②吹出口等は、冷風又は温風を均一に拡散し、ドラフト感を与えない配置となっている。	設置される機器、収容物等に適した気流速度及び吹出口等の配置となっている。	
3.熱負荷の取得の低減	①方位、周辺環境等を考慮した建築物の形状及び配置・平面計画により、屋外から受ける熱負荷の低減が図られている。 ②壁、開口部等の断熱性及び気密性を確保するとともに開口部の大きさ等に配慮し、屋外又は隣接室から受ける熱負荷の低減が図られている。	①施設全体でのバランスを考慮しつつ、方位、周辺環境等を考慮した建築物の形状及び配置・平面計画により、屋外から受ける熱負荷の低減に配慮されている。 ②壁、開口部等の断熱性及び気密性を確保するとともに開口部の大きさ等に配慮し、屋外又	

		は隣接室から受ける熱負荷の低減が図られている。
4. 空調システムの制御	<p>①空調のゾーニングは、熱負荷の傾向、室等の使用条件、空調条件等を考慮したものとなっており、機能性及び経済性の向上が図られている。</p> <p>②気温、気候等の屋外条件及び利用者数、使用時間、作業内容等の室等の利用形態の変化等に対応でき、室等ごとに個別に制御できるシステムとなっている。</p>	<p>①空調のゾーニングは、熱負荷の傾向、室等の使用条件、空調条件等を考慮したものとなっており、機能性及び経済性の向上が図られている。</p> <p>②気温、気候等の屋外条件及び利用者数、使用時間、作業内容等の室等の利用形態の変化等に対応でき、系統等で一括して制御できるシステムとなっている。</p>
5. 熱負荷の発生抑制等	<p>①照明、空調等の設備機器は、発熱量の少ないものとすることにより、熱負荷の発生が抑制されている。</p> <p>②機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理され、周囲に与える影響が低減されている。</p>	
6. 結露の抑制	室内の温湿度及び壁等の断熱性を考慮することにより、室内に発生する表面結露及び内部結露が抑制されている。	

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

4-3-4 空気環境に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、必要となる空気環境を確保できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする室等	事務作業を行う室等	空気環境の確保が必要な設備関係諸室、通信・情報機器室、倉庫等、又は燃焼ガス若しくは排気ガスの発生する室等
性能の水準	事務作業等に適した空気環境が確保されている。	機器等の機能維持、収容物の状態維持等に適した空気環境が確保されている。

【技術的事項】

空気環境に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1.換気量の設定	①快適で効率的に作業を行うために必要な新鮮空気が確保されている。 ②換気量は、二酸化炭素（CO ₂ ）について確保すべき空気清浄度及び労働強度別二酸化炭素（CO ₂ ）発生量を考慮して、原則として30m ³ /（h・人）以上となっている。	①室等の用途、利用状況等に応じた新鮮空気が確保されている。 ②換気量は、二酸化炭素（CO ₂ ）、一酸化炭素（CO）、浮遊粉塵量（SPM）、有毒ガス等の換気を必要とする要因に応じた量となっている。
2.換気方式の選定	①換気方式は、室等の用途、位置、床面積等に応じたものとなっている。 ②外気取入口は、周辺環境、建築物の配置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置等となっている。	
3.空気清浄度の確保	(1)空気清浄度	快適で効率的に作業を行えるよう、次に掲げる空気清浄度が確保されている。 ①二酸化炭素（CO ₂ ）濃度： 1000 ppm以下 ②一酸化炭素（CO）濃度： 10 ppm以下 ③浮遊粉塵量（SPM）： 0.15 mg/m ³ 以下 ④ホルムアルデヒド量： 0.1 mg/m ³ 以下
	(2)空気汚染物	内装材、保温材等の材料の適切な選択により、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物により局所的に発生する空気汚染物質は、発生源の近傍で処理

質の発生抑制及び処理	合物（VOC）等の空気汚染物質の発生が抑制されている。	され、その影響が周囲に拡散しないものとなっている。
4 空気バランスの確保	室等の内外の空気の圧力バランスを考慮して、適切な給気風量及び排気風量が確保されている。	

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

4－3－5 衛生環境に関する性能

【基本的性能】

人の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

衛生環境に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.給水・給湯設備 (上水)	①水質は、水道法（昭和32年法律第177号）等の関係法令に適合するものとなっている。 ②水量、水圧及び水温は、用途に応じた適切なものとなっている。
2.給水設備（排水再利用水、雨水利用水及び井水）	①排水再利用水、雨水利用水及び井水の水質は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等の関係法令に適合し、用途に応じた適切なものとなっている。 ②水量及び水圧は、用途に応じた適切なものとなっている。
3.排水設備（下水）	①適切な排水方式、貯留及び廃棄により、室内への汚染が防止されている。 ②必要に応じて水処理を行うことにより、排水の水質は、下水道法（昭和33年法律第79号）等の関係法令に適合するものとなっている。
4.空調設備（空調用水）	①適切な水処理システムが備えられている。 ②水量及び水圧は、用途に応じた適切なものとなっている。
5.衛生器具設備	①衛生器具の個数は、施設の用途、利用状況等に応じた適切なものとなっている。 ②衛生器具の形式等は、用途、利用方法等に応じた適切なものとなっている。
6.ごみ処理	①ごみの種類及び発生量に応じて、収集、貯留、処理、搬出等が可能なスペースが確保されている。 ②必要に応じて、ごみ処理設備が設置されている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析その他の技術的検討によるほか、設計図書の確認等により検証する。

4-3-6 振動に関する性能

振動に関する性能については、地震以外の要因による振動により心理的又は生理的な不快感を与えることの無いよう、人の動作又は設備による振動、交通による振動及び風による振動について性能の水準等を定める。

1) 人の動作又は設備による振動に関する性能

【基本的性能】

居室等について、人の動作又は設備による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

人の動作又は設備による振動に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.応答加速度の目標値	床用途上、日常的な振動発生源になると想定される加振条件下で、床の応答加速度が、「建築物の振動に関する居住性能評価指針」（日本建築学会環境基準AIJES-V001-2004。以下、「居住性能評価指針」という。）の鉛直振動に関する性能評価曲線V-70～90以下となっている。
2.室の配置	振動源からの距離の確保等により、振動の影響が低減されている。
3.振動源における対策	振動の低減が図られた機器の使用、防振基礎の設置、床の剛性の確保又は浮き床の設置等により、機器から発生する振動の伝搬が抑制されている。

備考)

対象とする室等における活動内容等を考慮し、更に応答加速度を小さくする必要がある場合等については、別途必要となる技術的事項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、応答加速度については、特に大きな振動源、特に振動しやすい床の構造等目標に対する阻害要因が想定される場合に検証する。

2) 交通による振動に関する性能

【基本的性能】

居室等について、交通による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

交通による振動に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

応答加速度の目標値	交通による振動の影響が最も大きくなると想定される加振条件下で、床の鉛直振動及び水平振動の応答加速度が、居住性能評価指針の鉛直振動に関する評価曲線
-----------	--

	V-70～90 以下、交通による水平振動に関する性能評価曲線 H-70～90 以下となっている。
--	--

備考)

対象とする室等における活動内容等を考慮し、更に応答加速度を小さくする必要がある場合等については、別途必要となる技術的事項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、近隣に鉄道、幹線道路等の振動源がある場合等に、鉛直振動及び水平振動のうち、交通による振動の影響を受けやすいものについて検証する。

3) 風による振動に関する性能

【基本的性能】

風による振動を感じやすい条件下において、心理的又は生理的に不快となる振動が生じないことを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

風による振動に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

応答加速度の目標値	再現期間1年の風による床の最大応答加速度が、居住性能評価指針の風による水平振動に関する性能評価曲線 H-70～90 以下となっている。
-----------	---

備考)

対象とする施設における活動内容等を考慮し、更に応答加速度を小さくする必要がある場合等については、別途必要となる技術的事項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、計算・解析によるほか、設計図書の確認等により検証する。

なお、超高層建築物等風により振動しやすい建築物の場合に検証する。

4-4 情報化対応性に関する性能

4-4-1 情報化対応性に関する性能

情報化対応性に関する性能については、国家機関としての機能を確保するために必要となる通信・情報システムを構築できるよう、情報処理機能及び情報交流機能について性能の水準等を定める。

1) 情報処理機能に係る情報化対応性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、情報処理に必要となる通信・情報システムを構築できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする室等	重要な又は大容量の通信・情報処理装置を収容する室等	1人当たり1台程度の端末機が導入される事務室等	分類I及びIIに該当しない事務室等
性能の水準	大容量の情報を処理できる通信・情報処理装置を設置し、通信・情報システムを構築することができる。	通信・情報システムを構築することができる。	端末機を設置することができる。

【技術的事項】

情報処理機能に係る情報化対応性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II	III
1.設置スペースに係る対応	(1)設置スペース及び配線スペース	高度かつ大規模な通信・情報システムを構築できるよう、安全性及び保全性を有する専用の通信・情報処理装置の設置スペース及び配線スペースが確保されている。	端末機の設置に対応できるよう、配線について配慮されている。
	(2)水損対策	水系の配管が通過しておらず、床及び壁の防水性の確保等必要な対策が講じられている。	—
2.電源の確保等	電源設備は、高度かつ大規模な通信・情報システムが確実に機能するため	電源設備は、通信・情報システムが確実に機能するためによる十分な容量	電源設備は、設置される端末機が確実に機能するためによる十分な容量

	に要する十分な容量を有し、操作性、保守性及び安全性が確保されている。	量を有し、操作性、保守性及び安全性が確保されている。	を有している。
--	------------------------------------	----------------------------	---------

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

2) 情報交流機能に係る情報化対応性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、利用者との情報交流のための通信・情報システムを構築できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	窓口業務のある施設等のうち特に利用者との情報交換を要するもの	窓口業務のある施設等のうち特に利用者への情報表示を要するもの
性能の水準	利用者と多様な手段で情報交換できる通信・情報システムが設置できる。	利用者へ情報提供できる通信・情報システムが設置できる。

【技術的事項】

情報交流機能に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1.設置スペースに係る対応	利用者が利用しやすく、かつ、分かりやすい場所に、端末機、情報表示装置等を設置するためのスペースが確保されており、必要に応じてその場所に案内する表示が設置されている。	利用者が確認しやすい場所に、情報表示装置を設置するためのスペースが確保されている。
2.建築設備	(1) 通信・情報システム	端末機、情報表示装置等が設置されており、外部との接続についても考慮された、利用者との情報交換のための通信・情報システムが構築できる。
	(2) 端末機等	利用者が使用する端末機等は、高齢者、障害者等にも配慮した操作の容易なものとなっている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

第5章 経済性に関する性能

5-1 耐用性に関する性能

耐用性に関する性能については、長期的な経済性の確保を考慮し、耐久性及びフレキシビリティにより構成することとし、その性能の水準等を定める。

官庁施設の使用期間については、原則として、65から100年程度を目安として長期的に使用することを目標とする。なお、特に記念性の高い施設等でこれを超えて更に長期的に使用することを目標とする場合、又はあらかじめ使用期間が限定されている場合については、別途必要となる性能の項目について、目標とする使用期間に応じた性能の水準等を設定する。

5-1-1 耐久性に関する性能

耐久性に関する性能については、ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切に修繕、更新等をしながら、劣化等により安全性を損なうことなく、施設の機能を維持できる合理的な耐久性が確保されるよう、構造体、建築非構造部材及び建築設備について性能の水準等を定める。

1) 構造体の耐久性に関する性能

【基本的性能】

目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等（ただし、大規模な修繕を除く。）をすることにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能を確保できるものとなっていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

構造体の耐久性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

材料に係る措置等	特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのある部分には、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が適切に使用されている。
----------	---

備考)

施設の立地条件等を考慮し、特別の措置が必要となる場合は、別途必要となる技術的事項を設定する。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

2) 建築非構造部材の耐久性に関する性能

【基本的性能】

ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、建築資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

建築非構造部材の耐久性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.建築資機材全般に係る耐久性	想定される使用条件において、容易に損傷しない耐久性が確保されている。
2.外装、屋根・防水等に係る耐久性	①施設の規模及び構造、これらに応じた更新性等を考慮した耐久性が確保されている。 ②塩害を受ける可能性のある地域においては、塩害対策が考慮されたものとなっている。
3.構内舗装に係る耐久性	想定される使用条件に応じた耐久性が確保されている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

3) 建築設備の耐久性に関する性能

【基本的性能】

ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、設備資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性が確保されていることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

建築設備の耐久性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.設備資機材全般に係る耐久性	適切な更新周期が想定されており、更新時期まで所要の性能を発揮できる合理的な耐久性が確保されている。
2.屋外に設置する設備資機材に係る耐久性	塩害を受ける可能性のある地域においては、塩害対策が考慮されたものとなっている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

5-1-2 フレキシビリティに関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする施設	入居官署の変更等による大幅な施設若しくは室等の用途等の変更、又は大幅な執務形態、設備システム等の変更が予想される施設	分類Iに該当しない施設
性能の水準	施設又は室等の用途、執務形態等の大幅な変更等に柔軟に対応できる。	施設又は室等の用途、執務形態等の軽微な変更等に柔軟に対応できる。

【技術的事項】

フレキシビリティに関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	II
1.建築計画 上の対応	(1)平面計画 室等の中のレイアウト、室等の用途、間仕切り等の変更を考慮した平面計画となっている。	室等の中のレイアウト、部分的な室等の用途等の変更を考慮した平面計画となっている。
	(2)階高の確保 予想される施設又は室等の用途の変更、設備の大幅な増設等を考慮した適切な階高が確保されている。	—
	(3)床荷重の設定 予想される施設又は室等の用途の変更等を考慮した適切な床荷重が設定されている。	—
	(4)間仕切り壁 大幅な間仕切り壁の変更が、容易にできるものとなっている。	部分的な間仕切り壁の変更が、容易にできるものとなっている。
	(5)配管・配線・ダクトスペースの確保 予想される設備の変更、増設等を考慮した配管・配線・ダクトスペースが確保されている。	軽微な設備の変更、増設等を考慮した配管・配線・ダクトスペースが確保されている。
2.建築設備	(1)設備システム 予想される施設又は室等の用途、執務形態の変更等に対応するための設備システムの変更、増設等が可能となっている。	軽微な設備システムの変更、増設等が可能となっている。

(2)設備機器の配置	室等の中のレイアウト、室等の用途、間仕切り等の変更を考慮した設備機器の配置となっている。	室等の中のレイアウト、部分的な室等の用途等の変更を考慮した設備機器の配置となっている。
------------	--	---

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

5－2 保全性に関する性能

保全性に関する性能については、長期的な経済性を確保しつつ、施設の保全を効率的かつ安全に行えるよう考慮し、作業性及び更新性により構成することとし、その性能の水準等を定める。

5－2－1 作業性に関する性能

【基本的性能】

清掃、点検・保守等の維持管理が、効率的かつ安全に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

作業性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.平面計画等	(1)作業スペースの確保	清掃、点検・保守等の作業内容に応じた作業スペースが確保されている。
	(2)搬出入経路の確保	清掃、点検・保守等の作業に使用する機材等の搬出入のための経路が確保されている。
	(3)配管・配線・ダクトスペースの確保	点検・保守等が容易にできるよう配管・配線・ダクトスペースが確保されている。
2.作業用設備の設置		必要に応じて、清掃、点検・保守等のための作業用設備が設置されている。
3.仕上げ及び詳細		内外装の仕上げ及び詳細は、汚れにくく、清掃が容易なよう配慮されているほか、清掃の方法を考慮したものとなっている。
4.建築設備		設備システム及び機器配置は、清掃、点検・保守等が効率的かつ容易に行えるよう考慮したものとなっている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

5－2－2 更新性に関する性能

【基本的性能】

材料、機器等の更新が、経済的かつ容易に行えることを性能の水準とし、これを確保する。

【技術的事項】

更新性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる技術的事項を満たすものとする。

1.平面計画等	(1)作業スペースの確保	更新時の作業内容に応じた作業スペースが確保されている。
	(2)搬出入経路の確保	更新する材料、機器等の搬出入のための経路が確保されている。
	(3)配管・配線・ダクトスペースの確保	更新が容易にできるよう配管・配線・ダクトスペースが確保されている。
2.材料、機器等の分離及び組合せ		更新周期の異なる材料、機器等は、道連れ工事が少なく経済的かつ容易に更新が行えるよう、適切に分離され、組み合わされている。
3.建築設備		機器等の更新周期の同期化、互換性及び汎用性の確保等により、経済的かつ容易な更新が可能となっている。

【検証方法】

技術的事項を満たしていることを、設計図書の確認等により検証する。

附則

- この基準は、平成25年4月1日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については適用しない。
- 「官庁施設の基本的性能基準」(平成18年3月31日国営整第156号、国営設第162号)は、平成25年3月31日をもって廃止する。